

個人情報の国際転送に関する協議書

書類番号

SHU-PIMS-D-030

機密レベル

取り扱い注意

バージョン

2.0

個人情報の国際転送に関する協議書

協議者： 世新大学日本語学科 (甲)

(乙)

双方が 日本語アテンドボランティアチーム (以下、本件プロジェクトという) に関する業務の遂行上において、個人情報の国際転送を行うにあたり、双方より相手方に提供する個人情報の安全管理を徹底するため、個人情報管理責任について以下の協議を結ぶことにする。

1. 個人情報の交付において、相手方に個人情報を交付する際には、台湾の個人情報保護法の第 21 条に従い、国家の重大な利益に関わること、国際条約または協定に特別な規定があること、相手国において個人情報保護に関する法律が不十分なために、当事者の権利を損なう恐れがあること、個人情報保護法を回避するために迂回的手法で第三国 (地域) に個人情報を交付することが起きた場合は、相手方は説明する責任を負う。甲は主管機関に審査を申請することができる。
2. 双方より相手方に交付する個人情報 (以下、「前述個人情報」という) は、相手方が本件プロジェクトの遂行にあたり、合理的と認められる範囲で処理及び利用を目的とする。双方より相手方に交付する個人情報 (以下、「上述個人情報」という) は、相手方が本件プロジェクトの遂行にあたり、合理的と認められる範囲で処理及び利用を目的とする。情報を交付する側は受け取る側に対して、個人情報の処理またはその利用範囲、類別、目的、期間、地域、対象、方法、および当事者による個人情報の照会、閲覧、複製、補足または修正、収集停止、処理または利用、削除に関する権利などについて監督する必要がある。
3. 前述個人情報について、双方は個人情報保護に関する適切な安全措置を講ずること、なおかつ前述個人情報の盗難、改ざん、毀損、紛失または漏洩などの危険を防止する能力を備えることを確保しなければならない。
4. 個人情報のある書類をファクスする際に、相手方に送信時間などを事前に通知し、電子ファイルの場合、暗号化方法で送信しなければならない。暗号のパスワードは双方の担当者より協議したものとする。
5. 個人情報のある書類の保管は、担当者より鍵付きケースなどを大切に保管し、個人情報を記載した電子データは、暗号化して保存しなければならない。
6. 本件プロジェクトが終了した際に、前述個人情報 (バックアップデータを含む) に保管期間を設定し、書類あるいは E メールで相手方に伝えなければならない。また、保管期間満了前又は相手方の求めがあるときは、保有した前述個人情報を消去・破棄しなければならない。但し、業務執行上の必要の場合、法律の規定がある場合または個人情報の当事者が書面で同意する場合は、この限りではない。

保存期間：関連契約の保存期間に等しい

個人情報に関する国際転送に関する協議書

書類番号	SHU-PIMS-D-030	機密レベル	取り扱い注意	バージョン	2.0
------	----------------	-------	--------	-------	-----

世新大学/日本語学科

代表者/(部署上長): 鄭加禎

所在地: 台北市文山區木柵路一段 17 巷 1 號

担当連絡者: 黃子容

依頼者

代表者:

所在地:

年 月 日